

④ ヘッドハンティング費用

Q : 弊社では、新事業に参入するため責任者をヘッドハンティングしようと思っています。この場合の費用は、どのようになりますか？

A : 次のようになります。

【解説】

ヘッドハンティングに伴う費用は、税務上、次のように取り扱われます。

① 法人の取扱い

法人が、ヘッドハンティングのために職業紹介会社等に支払う紹介料などは、その債務の確定した事業年度の損金となります。

② 支度金等がある場合の源泉徴収

法人が対象者本人に、支度金などを支払う場合には、報酬又は料金としての所得税の源泉徴収が必要になります。支度金等には、一時に支払われる契約金、支度金、移転金等のすべてが含まれますが、就職に伴う転居のための費用で、内容が区分されており、通常必要と認められるものについては非課税となり、対象外となります。

③ 消費税の取扱い

紹介料、支度金等、転居費用は課税仕入となります。

④ 対象者本人の取扱い

対象者が受取る支度金等は、契約金となり、雑所得として取り扱われますので、確定申告が必要になります。なお、3年以上の専属契約に基づく契約金で、報酬年額の2倍以上のものについては、臨時所得となり、税負担が軽減される特例があります。

